令和8年度　大阪府水防計画　改定概要

【本編】

- 水防法及び気象業務法の法改正に伴う、防災気象情報の体系整理に関する追記
 - ✓ 新たな防災気象情報に伴う、名称の変更等（第5章）
 - 注意報・警報等の情報名に、避難行動に直結するレベル表記が付記。
 - 「警戒レベル4相当」の情報として、「レベル4危険警報」が新設。
 - 洪水注意報・警報が廃止。レベル5氾濫特別警報の新設など。
 - ✓ 氾濫通報制度の新設に伴う、氾濫発生水位の設定
 - 河川等の氾濫発生・氾濫切迫時における河川管理者等による通報が開始。（第１０章）
 - 氾濫発生水位を記載（第５章第４節）
- 洪水浸水想定区域・内水浸水想定区域の指定状況を更新（第17章）
- 関係法令等改正（水防法・気象業務法その他関連法令、大阪府水防協議会条例）

【資料編】

- 各種付表を最新版に更新
 - ✓ 重要水防区域図（第1表）、ため池水防区域一覧（第2表）
 - ✓ 防潮扉箇所一覧（第5表）、主要貯水施設一覧表（第7表）
 - ✓ 水防資器材、水防要員表（第11表）、水位観測所の量水標の有無（第16表）
- 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準を最新版に更新（第２図）
- 府所有緊急自動車一覧表を最新版に更新（第5図）
- 水防操作協定等等を現時点版に更新（水門操作協定書等）

令和8年度　大阪府水防計画　改定概要【本編】

【本編】

- **水防法及び気象業務法の法改正に伴う、防災気象情報の体系整理に関する追記**
 - ✓ **新たな防災気象情報に伴う、名称の変更等（第5章）**
 - **注意報・警報等の情報名に、避難行動に直結するレベル表記が付記。（赤下線）**
 - **「警戒レベル4相当」の情報として、「レベル4危険警報」が新設（青色塗りつぶし）**
 - **洪水注意報・警報が廃止。レベル5氾濫特別警報の新設など**

令和8年5月まで

種類			発表基準
水防活動の利用に適合するもの	一般の利用に適合するもの	発表される注意報・警報	
水防活動用気象警報	気象警報	大雨警報（注2）	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には別表１の条件に該当する場合である。
	気象特別警報	大雨特別警報（注4）	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。

令和8年6月から

（警報以上）

種類		発表基準
水防活動の利用に適合するもの	一般の利用に適合するもの	
水防活動用気象警報	レベル３大雨警報	大雨により重大な浸水害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には別紙１－１のレベル３大雨警報の基準値に到達することが予想される場合である。
	レベル４大雨危険警報	大雨により重大な浸水害が発生するおそれが大きいと予想される場合で、具体的には別紙１－３の対象格子において別紙１－１のレベル４大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合である。
	レベル５大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合で、具体的には別紙１－１のレベル５大雨特別警報の基準値以上となる 1km 格子が概ね 30 個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合である。

令和8年度　大阪府水防計画　改定概要【本編】

【本編】

- **水防法及び気象業務法の法改正に伴う、防災気象情報の体系整理に関する追記**
 - ✓ **新たな防災気象情報に伴う、名称の変更等（第5章）**
 - **注意報・警報等の情報名に、避難行動に直結するレベル表記が付記**
 - **「警戒レベル4相当」の情報として、「レベル4危険警報」が新設**
 - **洪水注意報・警報が廃止。レベル5氾濫特別警報の新設など**

令和8年5月まで

第３節　国土交通省直轄河川の洪水予報

近畿地方整備局と大阪管区気象台は共同して洪水予報実施要領に基づき次の注意報及び警報の発表を行うものとする。また、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の洪水予報を発表する。それらの発表文例は、**資料編の様式４－１～５号**のとおりである。なお、連絡様式等は**資料編の国土交通省直轄河川洪水予報実施要領を参照。**

種　　類	基　　準
淀川、大和川下流、猪名川、桂川下流、木津川下流 氾濫注意情報（洪水注意報）	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないとき。
淀川、大和川下流、猪名川、桂川下流、木津川下流 氾濫警戒情報（洪水警報）	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）。
淀川、大和川下流、猪名川、桂川下流、木津川下流 氾濫危険情報（洪水警報）	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超えさらに水位の上昇が見込まれるとき。
淀川、大和川下流、猪名川、桂川下流、木津川下流 氾濫発生情報（洪水警報）	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているとき。

第３節　国土交通省直轄河川の洪水予報　令和8年6月から

近畿地方整備局と大阪管区気象台は共同して洪水予報実施要領に基づき次の注意報及び警報の発表を行うものとする。また、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の洪水予報を発表する。それらの発表文例は、**資料編の様式４－１～５号**のとおりである。なお、連絡様式等は**資料編の国土交通省直轄河川洪水予報実施要領を参照。**

情　　報　　名	基　　準
淀川、大和川下流、猪名川、桂川下流、木津川下流 レベル２氾濫注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないとき。
淀川、大和川下流、猪名川、桂川下流、木津川下流 レベル３氾濫警報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）。
淀川、大和川下流、猪名川、桂川下流、木津川下流 レベル４氾濫危険警報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超えさらに水位の上昇が見込まれるとき。
淀川、大和川下流、猪名川、桂川下流、木津川下流 レベル５氾濫特別警報/氾濫発生情報	氾濫が発生または氾濫発生水位に到達したとき。 氾濫が継続しているとき。 ※レベル５氾濫発生情報は、レベル５氾濫特別警報と一体に発表。

令和8年度　大阪府水防計画　改定概要【本編】

【本編】

- **水防法及び気象業務法の法改正に伴う、防災気象情報の体系整理に関する追記**
 - ✓ **氾濫通報制度の新設に伴う、氾濫発生水位の設定**
 - ● **河川等の氾濫発生・氾濫切迫時における河川管理者等による通報が開始。（第10章）**
 - ● **氾濫発生水位を記載（第5章第4節）**



第10章の3の記載内容

3．氾濫・決壊・漏水等の通報の内容

（1）、（2）の氾濫・決壊・漏水等の通報は、別添資料「氾濫・決壊・漏水等の通報にかかる運用指針」を踏まえ、次に示す基準及び対象施設・区域に対して行うこととする。なお、水災による被災の危険があるにもかかわらず巡視等の実施を行うなど、河川管理者に網羅的な把握を行うことを求めるものではないこととする。

令和8年度　大阪府水防計画　改定概要【本編】

- ✓ **氾濫通報制度の新設に伴う、氾濫発生水位の設定**
 - ● 河川等の氾濫発生・氾濫切迫時における河川管理者等による通報が開始（第10章）
 - ● 氾濫発生水位を記載（第5章第4節）

1．対象河川　※表の各水位は寝屋川流域においては、大阪湾最低潮位（O.P.）、それ以外は量水標水位を示す。

発表単位	河川名		延長(km)	基準点	氾濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)	氾濫発生水位(m)
神崎川・安威川	神崎川	安威川合流点から旧猪名川合流点	8.3	三　国	3.80	4.85	5.00	5.82
	安威川	茨木市安威三丁目地先長ヶ橋下流端から神崎川合流点	15.6	千歳橋	3.25	4.25	4.55	4.91
寝屋川流域※	寝屋川	寝屋川市平池町地先桜木水門下流端から旧淀川合流点	16.0	京　橋	3.00	3.20	3.30	4.40
				寝屋川治水緑地	4.20	5.35	5.45	6.45
	第二寝屋川	恩智川分派点から寝屋川合流点	11.6	昭明橋	3.40	4.40	4.55	5.00
	恩智川	柏原市大県三丁目地先大県橋下流端から寝屋川合流点	15.5	住　道	3.90	4.40	4.70	5.40
				恩智川治水緑地	7.05	7.20	7.35	7.60
	平野川	大和川分派点から第二寝屋川合流点	17.4	剣　橋	3.30	4.00	4.15	4.50
				太子橋	9.76	10.90	11.00	11.50
	平野川分水路	平野川分派点から寝屋川合流点	6.7	今里大橋	3.30	3.40	3.50	4.85
	古　川	守口市大久保町五丁目地先から寝屋川合流点	7.4	桑　才	3.20	3.30	3.40	3.80
	楠根川	八尾市西山本町一丁目地先近鉄鉄橋下流端から第二寝屋川合流点	3.2	萱振大橋	6.74	8.00	8.05	8.45
石　川	石　川	河内長野市高向地先町井大橋下流端から大和川合流点	18.5	玉手橋	3.90	4.60	4.80	5.58
				金剛大橋	2.00	2.20	2.40	2.54
大津川・槇尾川	大津川	牛滝川、槇尾川合流点から海	2.6	川中橋	1.75	1.90	2.20	3.34
	槇尾川	父鬼川合流点から大津川合流点	15.1					
牛滝川	牛滝川	岸和田市稲葉町地先稲葉橋下流端から大津川合流点	7.3	山直橋	1.25	2.20	2.30	2.77

第1章総則の文言

２２．氾濫発生水位（氾濫開始水位）

洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の発生する水位（堤防天端高（又は背後地盤高））をいう。市町村長の緊急安全確保措置の発令判断の目安となる水位である。これまでの「氾濫する可能性のある水位」の名称を変更したものである。

令和8年度　大阪府水防計画　改定概要【本編】

【本編】

➢ 洪水浸水想定区域・内水浸水想定区域の指定状況を更新（第17章）

①「第17章第1節　洪水浸水想定区域の指定状況」に、R7年度に指定された市管理河川を追加

市管理河川

水系名	河川名	浸水想定区域指定年月日	想定最大	浸水想定区域公表HPアドレス	関係市町村
淀川	東横堀川	R8.3.25	○	https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000675084.html	大阪市
大和川	狭間川	R7.9.9	○	https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/doro/doboku/kasensuiro/shinsouzu.html	堺市
内川	内川	R7.9.9	○		
	土居川	R7.9.9	○		
	内川放水路	R7.9.9	○		

②「第17章第2節　内水浸水想定区域の指定状況」に、R7年度に指定された24市町を追加

市町村名	浸水想定区域指定年月日	市町村名	浸水想定区域指定年月日
箕面市	R8.3.31	柏原市	R7.8.18
池田市	R8.3.31	藤井寺市	R8.3.31
豊中市	R6.4.1	羽曳野市	R8.3.1
豊能町	R7.3.27	富田林市	R6.7.1
吹田市	R8.2.26	河内長野市	R6.8.21
茨木市	R7.5.23	太子町	R7.4.1
摂津市	R7.1.22	河南町	R7.9.4
島本町	R7.5.30	高石市	R8.2.5
枚方市	R8.3.31	泉大津市	R8.1.20
寝屋川市	R8.3.19	岸和田市	R8.2.6
門真市	R8.3.1	貝塚市	R8.1.5
四條畷市	R7.4.8	阪南市	R8.3.31
大東市	R7.5.16	東大阪市	R7.10.1
交野市	R7.4.18	八尾市	R7.6.20

令和8年度　大阪府水防計画　改定概要【本編】

【本編】

➢ 関係法令等改正（水防法・気象業務法その他関連法令、大阪府水防協議会条例）

①水防法・気象業務法が令和7年12月に法改正されたことに伴う、水防法及び気象業務法の改定

１．水　防　法

（昭和２４年６月４日法律第１９３号）

最終改正：令和７年 12 月 12 日法律第 86 号

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

２．気象業務法　［抄］

（昭和２７年６月２日法律第１６５号）

最終改正：令和７年 12 月 12 日法律第 86 号

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　観測（第四条―第十二条）
第三章　予報及び警報（第十三条―第二十四条）
第三章の二　気象予報士（第二十四条の二―第二十四条の二十七）
第三章の三　民間気象業務支援センター（第二十四条の二十八―第二十四条の三十三）

②大阪府附属機関条例における報酬額の改定に伴う、大阪府水防協議会条例における報酬の改定

４．大阪府水防協議会条例

本府議会の議決を経て水防法第８条第１項の規定に基づく大阪府水防協議会条例を次のように定める。

平成１２年３月３１日

大阪府知事　齋藤房江

大阪府条例第３７号

大阪府水防協議会条例

最終改正：令和 八年 三月 二十九日条例第 五 号

（幹事）

第五条　協議会に、幹事若干人を置く。

2　幹事は、関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

3　幹事は、協議会の所掌事務について、委員を補佐する。

（報酬）

第六条　委員の報酬の額は日額一万八千円とし、幹事の報酬の額は日額一万五千二百円とする。

2　前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。

- **各種付表を最新版に更新**
 - ✓ 重要水防区域図（第1表）、ため池水防区域（第2表）
 - ✓ 防潮扉箇所一覧（第5表）、主要貯水施設一覧表（第7表）
 - ✓ 水防資器材、水防要員表（第11表）、水位観測所の量水標の有無（第16表）
- **異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準を最新版に更新（第２図）**
- **府所有緊急自動車一覧表を最新版に更新（第5図）**
- **水防操作協定等を現時点版に更新（水門操作協定書等）**